

商業動態統計調査の概要

〈調査の目的〉

商業動態統計調査は、全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることをその目的としている。

〈調査の概要〉

【調査の範囲】

日本標準産業分類 Iー卸売業・小売業のうち、代理商、仲立業を除く全国の事業所及び企業

【調査の対象】

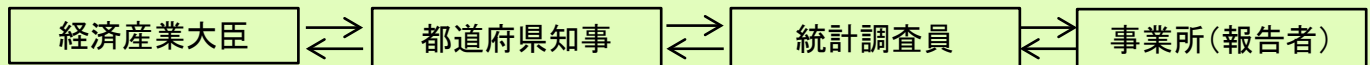
- 調査票甲：・従業者100人以上の各種商品卸売事業所（総合商社等）
・従業者200人以上の卸売事業所
 - 調査票乙：【指定事業所（業種別、従業者規模別に層別した上で無作為に抽出した事業所を対象）】
 - ・調査票甲の対象となる卸売事業所以外の卸売事業所
 - ・従業者数20人以上の小売事業所のうち、調査票丙の対象となる事業所を除いた事業所
 - ・従業者数19人以下の自動車小売事業所、機械器具小売事業所及び燃料小売事業所【指定調査区（経済産業省が抽出した調査区内に所在する全ての事業所を対象）】
 - ・従業者数19人以下の小売事業所（自動車小売事業所、機械器具小売事業所、燃料小売事業所を除く）
 - 調査票丙：従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店（注1）及びスーパー（注2）に該当する全ての事業所
 - 調査票丁：500店舗以上のコンビニエンスストアを有する全ての企業
- （注1）百貨店は「日本標準産業分類（平成19年11月改定）の中分類561「百貨店、総合スーパー」のうち、「スーパー」に該当しない事業所であって、かつ、売場面積が東京特別区及び政令指定都市で3,000平方メートル以上、その他の地域で1,500平方メートル以上の事業所」をいう。
- （注2）スーパーは「売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、かつ、売場面積が1,500平方メートル以上の事業所」をいう。

【報告事項】

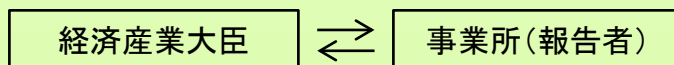
1. 調査票甲：従業者数、月間商品販売額、期末商品手持額
2. 調査票乙：従業者数、月間商品販売額
3. 調査票丙：売場面積、従業者数、営業日数、月間商品販売額、商品券販売額、期末商品手持額
4. 調査票丁：月間商品販売額、サービス売上高、店舗数

【調査系統】

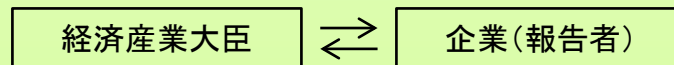
1. 指定事業所甲、乙及び指定調査区乙事業所・・・調査員調査、郵送調査又はオンライン調査



2. 指定事業所丙・・・郵送調査又はオンライン調査



3. 指定企業丁・・・郵送調査又はオンライン調査



〈結果の公表〉

経済産業省のホームページ及び定期刊行物により公表し、速報は調査月の翌月下旬、確報は調査月の翌々月中旬に公表している。

商業動態統計調査の結果の利用

商業動態統計調査の調査結果は、「商業販売統計速報」、「商業販売統計月報」として毎月公表され、特に「小売業」については、我が国の個人消費動向を供給側から把握するための代表的な指標として幅広く利用されている。

【行政施策上の利用】 ～景気観測の資料として～

1 景気動向指数(DI、内閣府)

DIの一致系列の基礎データ(2系列/11系列中)として採用されている。

① 商業販売額(小売業前年同月比)

② 商業販売額(卸売業前年同月比)

2 GDP四半期別統計(QE、内閣府)

QEの基礎データとして利用されている。

① 商業販売額(小売業)

② 商業販売額(卸売業)

③ 商品別期末商品手持額(大規模卸売店)

④ 商品別期末商品手持額(大型小売店)

3 第3次産業活動指数(経済産業省)

2次加工統計のデータ及び経済分析(個人消費)のための基礎資料

4 月例経済報告、地域経済動向(内閣府)

経済動向における全国、地域別基調判断のための基礎資料

【金融機関等における利用】 ～経済動向分析(全国、地域)の資料として～

○ 金融経済月報、さくらレポート(日本銀行)

経済動向における全国、地域別基調判断のための基礎資料

商業動態統計調査の主な変更のポイント

I 商業動態統計調査(基幹統計調査)の変更

1 調査対象の範囲

これまで、専門量販店販売統計調査(一般統計調査・経済産業省)で調査対象としていた「家電大型専門店」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」を、商業動態統計調査(以下、「本調査」という。)の調査対象の範囲に追加

変更前	
事業所	対象
指定事業所甲	・従業者200人以上の卸売事業所等 事業所
指定事業所乙	・指定事業所甲以外の卸売事業所 ・自動車小売事業所等の小売事業所 ・従業者20人以上の小売事業所のうち指定事業所丙を除いたもの 事業所
指定調査区乙	・経済産業大臣が指定した調査区内に所在する従業者数19人以下の小売事業所 事業所
指定事業所丙	・従業員50人以上の小売事業所のうち百貨店及びスーパーに該当する事業所 事業所
指定企業丁	企業
・コンビニエンスストア(一定規模以上)	

変更後	
事業所	対象
指定事業所甲	事業所
指定事業所乙	事業所
指定調査区乙	事業所
指定事業所丙	事業所
指定企業丁	企業
・コンビニエンスストア(一定規模以上)	
・家電大型専門店(一定規模以上)	
・ドラッグストア(一定規模以上)	
・ホームセンター(一定規模以上)	

2 報告を求める者

- ① 本調査の母集団名簿の情報を平成19年商業統計調査結果から平成24年経済センサス-活動調査結果に変更することによる報告者数の変動
- ② 本調査に専門量販店販売統計調査の調査対象業種を追加することにより、新たに報告者となる企業が増加
- ③ 企業調査の調査対象となった企業の傘下の小売事業所は、事業所調査の抽出の対象から除外。あわせて、業種別販売額等の集計を、従来の事業所調査の結果のみで推計する方法から、両調査の結果を用いて推計する方法に変更

3 報告を求める事項

- ① 本調査に専門量販店販売統計調査の調査対象業種を追加することによる調査項目の追加
- ② SNA精度向上に係る対応による変更(丙調査の在庫品目について、商品別販売額の品目に合わせる形で細分化(4品目(うち計項目1)→10品目(うち計項目1))
- ③ 丁調査(コンビニエンスストア)の地域別売上高の把握を、他の企業調査(家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター)と同様、地方経済産業局単位から都道府県単位に変更するとともに、既存店の月間商品販売額の把握項目を削除

4 集計事項

- ① 専門量販店販売統計調査の組入れによる集計表の追加
- ② 丙調査の期末商品手持額の品目の細分化による変更
- ③ 丁調査の都道府県単位での把握による変更
- ④ 無店舗小売業の新設に伴う変更

II 商業動態統計調査(基幹統計)の指定の変更

基幹統計の名称が「商業動態統計調査」となっており、基幹統計調査と同一の名称であることから、これを「商業動態統計」(仮称)に変更